
定款

INCLUSIVE 株式会社

平成19年 3月 23日 作成 平成24年 1月 16日 定款変更 平成24年 3月 10日 定款変更 平成27年 1月 16目 定款変更 平成27年 9月 25目 定款変更 平成28年 2月 定款変更 12目 平成29年 9月 29日 定款変更 平成31年 1月 25目 定款変更 令和 元年 6月 定款変更 28目 令和 元年 9月 12日 定款変更 令和 元年 9月 30目 定款変更 令和 元年10月 定款変更 1 目 令和 3年 4月 13日 定款変更

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、INCLUSIVE 株式会社と称し、英文では、INCLUSIVE Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1 広告代理業務
 - 2 広告宣伝に関する企画、制作、印刷、製本・パッケージ及び販売業務
 - 3 マーケティング・リサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供ならびに そのコンサルティング業務
 - 4 各種インターネットサービスに関する調査、研究、情報提供業務
 - 5 経営コンサルタント業
 - 6 新商品開発計画、企画、立案ならびに販売調査の受託
 - 7 各種催し物の企画、立案ならびに販売調査の受託
 - 8 キャラクター・グッズの企画並びに販売
 - 9 情報処理サービス業務ならびに情報提供サービス業務
 - 10 インターネットのホームページの企画、制作及び運用代行
 - 11 商品の加工、売買、賃貸、輸出入及びそれらの仲介
 - 12 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
 - 13 インターネットを利用した通信販売
 - 14 インターネットの代金決済システムの企画、開発、運営、導入代行業務
 - 15 決済代行業務・収納代行業務
 - 16 各種出版物の企画、制作、印刷、製本、及び販売業務
 - 17 各種商品・サービス等の論評に関する教育研修業務
 - 18 有価証券の運用、投資、売買、保有
 - 19 各種金融商品の企画・開発・販売
 - 20 投資業ならびに投資顧問業
 - 21 貸金業及びその仲介業
 - 22 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
 - 23 特許権、実用新案権、著作権等の取得、賃貸、譲渡
 - 24 人材派遣業及び有料職業紹介業
 - 25 クラウドサービスの企画、設計、開発、提供及び保守

- 26 人材育成のための教育事業
- 27 事務代行業務
- 28 芸能プロダクション業務
- 29 酒類の販売
- 30 飲食物の製造・販売
- 31 スポーツ用品の加工・販売
- 32 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1 取締役会
 - 2 監査役
 - 3 監査役会
 - 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載 して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25,880,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に

掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示するべき事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総 会の終結時までとする。
 - 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

- 第22条 取締役会の招集通知は、取締役会開催日の3日前までに各取締役及び監査役に 対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することがで きる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会 を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役会の決議の目的たる事項につき取締役から提案があった場合において、 当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 取締役会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって取締役社長とする。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締 役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の 責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法 令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総 会の終結時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了時とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第32条 監査役会の招集通知は、監査役会開催日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第34条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結のときまでとする。
 - 2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主 総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の排斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

第8章 附 則

(法令の適用)

第41条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。